

# 北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）【概要版】

## 1 改定の趣旨

- ・「北海道いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）は、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、学校、家庭、地域、行政等が連携・協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、道及び道教委が平成26年（2014年）8月に策定（平成30年（2018年）2月改定）した。
- ・いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、いじめの問題に、一層の危機感をもって取り組むため、基本方針の一部を改定する。

## 2 本道の現状と課題

### 〔現状〕

- ・令和3年度（2021年度）いじめ認知件数（国公私立学校合計）は、約23,000件、1,000人当たり45.7件（全国47.7件）、「重大事態」の発生件数14件
- ・学校は、いじめを積極的に認知し、早期発見・早期対応に努めている一方で、「重大事態」に至る事案が増加
- ・「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）や条例に基づき、全ての市町村（学校）で、「地域（学校）いじめ防止基本方針」を策定
- ・「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」によるいじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を展開
- ・教育相談体制の整備（SC、SSWの学校派遣、子ども相談支援センター（電話、メール）、SNSや1人1台端末を活用した相談窓口等）

### 〔課題〕

- ・法に基づくいじめの積極的な認知と早期からの組織的対応の徹底
- ・長期化、深刻化する事案への対応、道教委の市町村教育委員会及び学校への適切な指導助言や支援
- ・いじめを生まない学校の環境づくりや、いじめをしない態度を身に付けさせる取組の徹底

## 3 基本方針の改定

上記の課題に対応するため、基本方針の一部を改定

### 〔主な改定のポイント〕

- ・望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実
- ・いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりの推進
- ・児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの適切な利用の促進
- ・法に基づくいじめの積極的認知（「いじめ見逃しゼロ」）の徹底
- ・法に基づく道教委の指導助言及び市町村教育委員会との連携強化
- ・学校及び市町村教育委員会での早期からの組織的な対応の徹底
- ・警察等の関係機関との連携による事案への対応
- ・法律や心理の専門家と連携した市町村教育委員会及び学校への支援
- ・重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援
- ・地方公共団体の総合教育会議による協議・調整 等

## 4 目指す姿

- ・道・道教委と市町村教育委員会及び学校が一層連携した対応の徹底
- ・迅速かつ組織的な対応による事案の長期化、深刻化の防止の徹底

現行の目次	主な改定の内容
<p>はじめに</p> <p>I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p><b>1 いじめの防止等に関する基本的な考え方</b></p> <p>(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念</p> <p><b>(2) いじめの理解</b></p> <p><b>2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割</b></p> <p>(1) 学校及び学校の教職員の責務</p> <p>(2) 保護者の責務</p> <p>(3) 地域の役割</p> <p><b>3 道の責務</b></p> <p>(1) 学校の設置者としての責務</p> <p>(2) 市町村、学校法人等への指導、助言、援助等</p> <p>II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>1 道と市町村における基本方針の策定と組織の設置</p> <p>(1) 地方いじめ防止基本方針の策定</p> <p>(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置</p> <p>(3) 教育委員会の附属機関の設置</p> <p><b>2 学校の設置者が実施すべき施策</b></p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>(3) 関係機関等との連携等</p> <p><b>(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上</b></p> <p>(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <p>(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等</p> <p>(7) 啓発活動</p> <p>(8) 学校の設置者による措置</p> <p>(9) 学校相互間の連携協力体制の整備</p> <p>(10) 学校評価等における留意事項</p> <p><b>3 学校が実施すべき施策</b></p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p><b>4 重大事態への対処</b></p> <p>(1) 道立学校、私立学校、市町村立学校における対処</p> <p>(2) その他</p> <p>III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>※ 国立大学法人、学校設置会社及び国立学校、学校設置会社が設置する学校の取組 等</p>	<p>はじめに</p> <p>I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(2) いじめの理解</p> <p>ア いじめの定義</p> <p>イ いじめの内容</p> <p>ウ いじめの要因</p> <p>エ いじめの解消</p> <p>2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割</p> <p>(1) 学校及び学校の教職員の責務</p> <p>(2) 保護者の責務</p> <p>3 道の責務</p> <p>(1) 学校の設置者としての責務</p> <p>(2) 市町村、学校法人等への指導、助言、援助等</p> <p>II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>2 学校の設置者が実施すべき施策</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>ア 道の取組</p> <p>イ 市町村の取組</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>ア 道の取組</p> <p>(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上</p> <p>ア 道の取組</p> <p>3 学校が実施すべき施策</p> <p>(1) 学校いじめの防止基本方針の策定</p> <p>イ 道立学校の取組</p> <p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>イ 道立学校の取組</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>ア いじめの防止</p> <p>イ いじめの早期発見</p> <p>ウ その他</p> <p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 道立学校、私立学校、市町村立学校における対処</p> <p>(2) その他</p>